

入金について連帯保証人になっていないか)を必ず確認する。個人保証債務は、経営継承に伴い後継者に引き継がれるものではないが、引退後の現経営者が金融機関等の債権者から保証債務履行を求められ、円滑な経営継承に多大な影響を及ぼすおそれがある。現経営者は第2の人生プランを実現することが困難になり、後継者は併走期間における現経営者からの支援を失う場合もある。個人保証債務の解消は容易ではないが、経営継承を契機に主債務者や金融機関等と相談して対応することが望ましい。

- (4) 農業経営基盤強化促進法に基づいて農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合は、その積立金は現経営者の資産となるため、原則として人格が異なる後継者に引き継ぐことができないので留意する。
- (5) 補助事業の対象物件を譲渡又は貸付する場合、事前に補助事業の窓口になった地方公共団体や農政局等に財産処分(譲渡)の承認申請を行う必要がある。この場合一定の要件(法人化に伴い経営に同一性・継続性が認められる場合など)【表11】¹³に該当しないときは、国庫補助金の返還が求められることになるので、該当する資産がある場合は早めに補助事業を担当する行政機関に確認をする。

【表 11】 補助事業の対象物件を譲渡又は貸付する場合の承認基準

処分区分		承認条件	国庫納付額	備 考
譲 渡	有 償	国庫納付 (ただし、備考 の場合は国庫 納付は不要と し、当該補助対 象財産の利用 状況を報告す ること(注2))	譲渡契約額、残存簿価又は時 価評価額のうち最も高い金額に 国庫補助率を乗じた金額を国庫 納付する。(注4)	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制 限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国 庫納付を要しない。 ア 補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該 補助対象財産を設立された法人へ譲渡し、経営に 同一性・継続性が認められる場合 イ 補助対象財産を所有する法人が、事業の効率 化等による収益力の向上を図るため、当該補助対 象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別 法人に譲渡する場合
	無 償	同上	残存簿価又は時価評価額のいづ れか高い金額に国庫補助率を乗 じた金額を国庫納付する。(注4)	補助対象財産の処分制限期間の残期間 内、補助条件を承継する場合は、国庫納付 を要しない。
貸 付 け	長期間 (1年以上)の 貸付け	同上	残存簿価又は時価評価額のいづ れか高い金額に国庫補助率を乗 じた金額を国庫納付する。(注4)な お、漁港漁場整備法(昭和25年法 律第137号)第37条の2の規定に より認定を受けた場合は、貸付けに より生じる収益(貸付けによる収入 から管理費その他の貸付けに要す る費用を差し引いた額)に国庫補 助率を乗じた金額を国庫納付する。	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制 限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国 庫納付を要しない。 ア 補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該 補助対象財産を設立された法人へ長期間貸付け し、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ 補助対象財産を所有する法人が、事業の効率 化等による収益力の向上を図るため、当該補助対 象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別 法人に長期間貸付けする場合

(注2) 譲渡相手方又は貸付けた者が、財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。

(注4) 時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。

- (6) 現経営者が死亡した場合に支払われる死亡保険金は、相続税の計算において一定の非課税枠があるため、これを相続税負担の軽減に活用することが考えられ、受け取った保険金を納税資金に充てることもできる。

指定された死亡保険金受取人が受け取った死亡保険金は原則として遺産分割の対象とならず、遺留分算定基礎財産にも含まれないことから、後継者は死亡保険金を確実に受け取ることができ、これを納税資金や農業経営に必要な資産の買取り資金として活用することができる。また、現経営者の引退後の生活資金の確保のため、例えば年金型の生命保険を活用することもできる。

2019年7月から施行された改正相続税法では、遺留分から生ずる権利が金銭債権化され、侵害額の請求（遺留分侵害額請求）があった場合に、金銭にて支払う必要があるため、その資金需要への対応も可能である。

(7) 主な公的手続等の流れ

継承時	●農業経営改善計画認定申請（後継者が市町村等に提出）
速やかに	●農地の権利移動と所有権移転登記（先代経営者及び後継者が農業委員会、法務局に提出） ●農業者年金の受給手続、加入申込（先代経営者及び後継者が農業委員会等に提出） ●農業共済の名義変更、加入申込（先代経営者及び後継者が農業共済組合に提出）
1か月以内	●個人事業の開廃業届（先代経営者及び後継者が税務署に提出） ●労災保険、雇用保険、社会保険の手続 （先代経営者及び後継者が労基署、ハローワーク、年金事務所に提出）
3/15まで	●青色申告承認、専従者給与届出（後継者が税務署に提出） ●所得税確定申告（先代経営者が税務署に提出）
3月末まで	●消費税確定申告（先代経営者が税務署に提出）
翌年の3/15まで	●青色申告承認、専従者給与届出（後継者が税務署に提出） ●贈与税の申告（後継者が税務署に提出）
課税対象となったとき	●消費税課税事業者届出、簡易課税制度選択（後継者が税務署に提出）

コラム4 遺言にも限度がある！

遺言は、相続を“争族”にしない有効な生前対策であるが、その効力にも次のような限度があるため、遺言を残してもそれは絶対に実現されるものではないことに留意する必要がある。

① 相続人全員が同意すれば遺言と異なる遺産分割ができること。

② 遺留分侵害額の請求を受けると拒めないこと。

経営継承においては、遺言も農業経営に必要な資産の散逸を防止するためには有効な手段ではあるが、「農業経営に必要な資産の全てを後継者に」と遺言しても、後継者以外の相続人から異論が出ればその資産が散逸するなど、逆に障害となる場合もある。

このため、①については、相続人全員に納得してもらいやすいように、遺言に記した遺産分割割合にした理由について、メッセージを残す。法的な遺言だけでなく、残された人への心を込めた最期の挨拶として、公正遺言証書末尾の付言事項に盛り込むとよい。

②については、相続時精算課税制度（第5章参照）を活用するなどして生前贈与する代わりに、遺留分の放棄を依頼するとよい。

コラム5 配偶者居住権に留意しよう！

2019年に民法の契約に関する規定が改正され、この改正において配偶者居住権が新設された。配偶者居住権とは、被相続人の配偶者が、被相続人の建物の所有権を持っていなくても、相続開始時に居住していたなど一定の要件を満たす場合に、その居住建物の全部について無償で使用及び収益する権利である。残された配偶者の生活を守る権利（第三者に対抗するためには登記が必要）であるため、経営継承に際して留意する。

【配偶者居住権のイメージ】夫が亡くなり、妻と子1人で1/2ずつ遺産分割する場合

夫の遺産	民法改正前	民法改正後
住居 2,000万円 現金 3,000万円	妻 住居（所有権）2,000万円 現金 500万円	妻 住居（居住権）1,000万円 現金 1,500万円
	子 現金 2,500万円	子 住居（所有権）1,000万円 現金 1,500万円

3 法人経営の場合

- （１） 株式会社（特例有限会社を含む。）の場合は、株式の評価額を算出し、現経営者の所得税負担や後継者が株式等を買取るために必要な資金額を把握する。
- （２） 株式会社の場合は、普通決議ができるようにするため、議決権を行使できる株主の議決権の過半を有する株主が出席した株主総会における出席株主の議決権の過半を最低でも後継者が確保する必要があり、過半数を確保していないと取締役を解任されるリスクがある。また、経営権を安定的に保持するためには、

特別決議（定款変更など）ができるよう、議決権を行使できる株主の議決権の過半数（議決権の3分の1以上の割合とすることを定款で定めた場合は、その割合以上）を有する株主が出席する株主総会における出席株主の議決権の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合）以上を確保することが望ましい。

なお、特例有限会社における特別決議の要件は、総株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合は、その割合以上）であって、当該株主の議決権の4分の3以上の賛成となるので、多くの株主がいる場合はその株式を後継者が取得して株主数を集約する必要がある（普通決議の要件は株式会社と同じ。）。

- (3) 平成2年の商法改正前は、会社設立時に最低7人の発起人が必要とされていたため、例えば創業者が出資金を7人分負担した上で名義だけを借りていて、株主名簿に記載されている株主と実際の所有者が一致していない株式（名義株）が存在する場合がある。この名義株を放置しておく、将来的に名義株主から買取請求を受けて、会社がい取り取るためのまとまった資金が急に必要となるリスクがある。そのため、経営継承前に株主名義の変更日を明確にした【様式例13】名義株確認書兼名義書換承諾書を名義株主から提出してもらい、名義変更をしておく。この名義変更のタイミングによっては、贈与税などが発生するおそれがあることに留意する。

- (4) 平成16年の商法改正前は、原則として株券を発行する義務を負うと規定¹⁴されていたが、実際は多くの会社で株券が発行されていなかった。同年の商法改正により、株式譲渡制限会社は株主の請求があるときまでは株券を発行しないことができる¹⁵ようになったものの、実際はこの特例を適用していないままで、引き続き株券を発行していない会社がほとんどであった。

ところが、平成18年の会社法の施行に伴い、株式会社は株券を発行する旨の定款を定めることができると規定¹⁶されたことにより、株券の発行に関する原則が逆になった。このため、経過措置として、旧商法下で設立された株式会社は、定款で株券を発行するか否かを定めていない場合、株券を発行する旨の定款の定めがあるものとみなす¹⁷とされたが、多くの会社が株券の発行に関する定款の変更をしていないため、株式発行会社とされている場合が多い。

株主はいつでも株券発行会社に対して株券の発行を請求でき、株主はこれを拒否することができない¹⁸ため、偽造防止の措置をして株券を印刷し、株券を管理する台帳も作成するなど、実際に株券を発行するために相応の経費が発生する。

また、株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を発行しなければその効力を生じない¹⁹とされており、株券発行会社における譲渡・贈与は実際に株券の交付がなければ法的に無効である。株券の交付がなされていないために、株式譲渡無効の訴えが認められたケースもあるので、定款変更により株券

不発行に変更するとともに、商業登記簿謄本も変更しておくといよい。

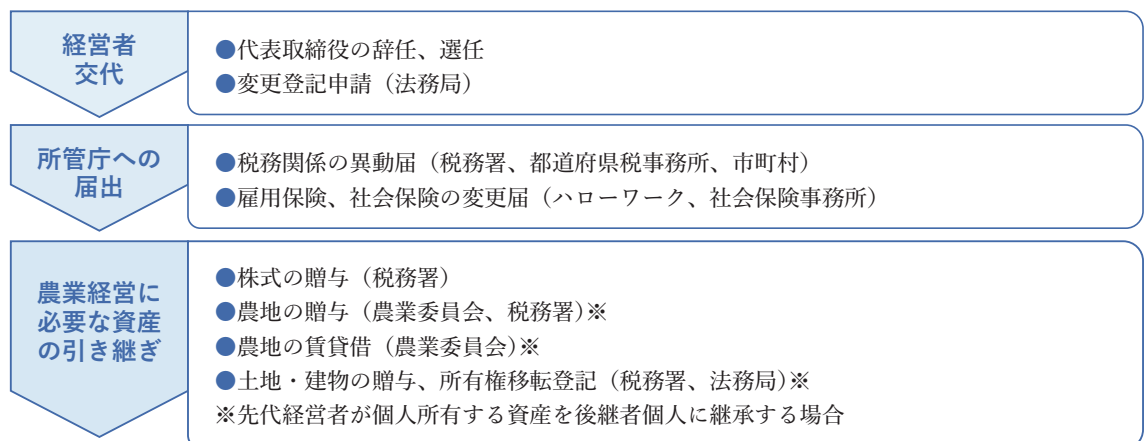
- (5) 株式会社である農業法人が現経営者個人から現金を借り入れている場合、その借入金が現経営者からの相続税を計算する際に資産（いずれ返済を受けることができる現金）として課税対象になり、現経営者個人における贈与税などを抜本的に節税することは難しい。

一方、農業法人においては、①金融機関からの借入金により、現経営者個人からの借入金を一括返済して継承しやすくなる、②現経営者からの借入金を資本金に振り替える（ただし、中小企業に対する支援における資本金要件（製造業その他の業種では、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人など）に留意する。）、③役員報酬を減額し、減額分を現経営者個人からの借入金の返済額に充当するなどの手法で、現経営者個人からの借入金の解消が考えられる。

- (6) 農業法人の借入金について、現経営者が個人（連帯）保証していたり、現経営者個人が所有する不動産（自宅など）等を担保に提供していたりする場合がある。現経営者個人の保証債務は、移譲を受けた後の農業経営に多大な影響を及ぼすおそれがあることから後継者に引き継がないことが重要であり、経営者保証ガイドラインを活用して保証免除を受けることを検討する。

- (7) 現経営者が死亡した場合、農業法人は死亡退職金の支払いや現経営者が保有していた自社株の買取り資金等を準備する必要がある。このような経営継承に伴う資金需要については、現経営者を被保険者とし、農業法人を死亡保険金の受取人とした生命保険を活用することによって対応することが可能である。

- (8) 主な公的手続等の流れ



第5 経営継承計画の実行

策定した経営継承計画に基づき、具体的な行動を実行に移していく。実行段階においては、農業経営に必要な資産や株式の譲渡（売却）など重要な取引を実行することになるため、移譲する資産を正しく評価し（第4章参照）、継承に伴う税負担を理解すると

ともに（第5章参照）、【様式例14】経営継承契約書、【様式例15】株式譲渡契約書を活用して、トラブルを未然に防止することが重要である。

また、経営継承計画の実行段階は、PDCAサイクルを回し続けることも大切である。現経営者と後継者が強い意志を持って実行、進捗確認、計画修正のPDCAサイクルを回し続け、それを専門家が継続的に支援し、できるだけ早く課題解決への対応を行うことが望ましい。そのためにも、現経営者や後継者、その親族など関係者全員が合意できる経営継承計画を策定し、経営権や資産を移譲した後も、定期的に経営継承計画を基に進捗管理を行い、必要に応じて修正、行動を続けていくことが大切である。

1 親族内継承における資産の継承方法

個人経営を親族内継承する場合は、農地や施設・農業用機械などの農業経営に必要な資産を相続により継承することが多く、先代経営者が存命の場合は使用貸借（無償）によって継承する場合が多い。

一方、法人経営を親族内継承する場合は、代表取締役に関する登記変更をするとともに、先代経営者が保有していた株式を相続により継承することになるが、資産の所有名義によっては先代経営者個人から法人へ賃貸借（有償）又は売買により継承することとなる。

（1） 相続

現経営者（被相続人）が死亡したことに伴い、現経営者の子息などの後継者（相続人）へ農業経営に必要な資産を相続によって継承する方法であり、相続税が課される。

（2） 使用貸借（無償貸与）

現経営者から子息などの後継者へ農業経営に必要な資産のうち農地等の所有権移転を行わず、使用貸借（無償貸与）契約によって継承する方法であり、課税は生じない。生計を一にする親族の間で後継者が賃借料等の対価を現経営者に支払ったとしても所得税の取扱いにおいて必要経費とはならないこと、現経営者の支払うべき固定資産税などの金額を後継者の必要経費にできることから、農地等については使用貸借（無償貸与）によって継承する方法が一般的である。

なお、親族間で経営者を交代する際に、不動産以外の農業経営に必要な資産（肉用牛などの棚卸資産のほか、農業機械・乳牛などの減価償却資産）は貸借しようとしても、原則として贈与があったものとして取り扱われるため、現経営者から子息などへ贈与又は売買によって継承する必要がある。

（3） 贈与

現経営者が、生前に子息などの後継者へ農業経営に必要な資産を贈与によって継承する方法であり、贈与財産の価額が年間の基礎控除である110万円を超える場合、後継者に対して贈与税が課される。後継者が無償で資産の譲渡を受ければ、当然贈与税が課税され、有償で資産の譲渡を受けた場合でも、個人から著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた際には、その財産の時価と支払った対価

との差額に相当する金額は、財産を譲渡した人から贈与により取得したものとみなされるので留意する必要がある。なお、著しく低い価額の対価であるかどうかは、個々の具体的事案に基づき判定することになる。

(4) 売買（譲渡）

現経営者（売主）と後継者（買主）との間で、売買（譲渡）によって農業経営に必要となる資産を継承する方法である。親族間取引の場合は第三者への売買と比べて恣意的に安価な価格設定が行われやすいため、適正な帳簿価額、相続税評価額、固定資産税評価額、市場価格、精通者意見価格、再調達価額、収益還元法などで計算した価額などを参考にして売買価格を定めることが望ましい。

現経営者が消費税の課税事業者である場合は、現経営者が廃業する年度に、複数年にわたって生産・仕入れていた農産物・肉用牛などを、まとめて後継者へ売却すると課税売上に係る消費税額が課税仕入れ等に係る消費税額を上回るため、現経営者に消費税の負担が生じる。

後継者については、課税期間の基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度（前々事業年度が1年未満の場合には、事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間））における課税売上高が1,000万円以下である場合には、消費税の納税義務が免除される一方で、消費税の課税事業者を選択すれば、現経営者から仕入れた農産物等に課される消費税について、仕入税額控除を受けることができる。

ただし、個人経営の現経営者である親から子息へ親族内継承を行う場合は、親に係る消費税の納税時期が、子息に係る消費税の還付時期よりも先になるため、親に係る消費税の納税資金を別途、準備しておく必要がある。

なお、消費税のインボイス制度導入後は、現経営者が適格請求書発行事業者（インボイス登録事業者）でない場合は、原則として仕入税額控除を受けることができなくなること留意する必要がある。

コラム6 著しく低い価額の対価で財産の譲渡

【所得税】

個人事業者である現経営者の譲渡益に対して、土地（農地を含む。）・建物等は分離課税、農業用機械その他は総合課税により所得税が課される。

土地や建物の売却に当たって、売却先が法人で売却価額が時価（通常売買される価額）の2分の1を下回っている場合は、売った土地や建物の時価を収入金額として譲渡所得が計算される。例えば、同族会社の代表者個人がその会社に時価1億円の土地を4,000万円で売った場合は、1億円が譲渡所得の収入金額になるので留意する必要がある。さらに、売却先の法人においても、土地や建物の譲渡価額と時価との差額は受

贈益とみなされ、収益計上する必要がある。

また、資産の譲渡による所得であっても、事業所得者が商品、製品、半製品、仕掛品、原材料などの棚卸資産を譲渡した場合の所得は、譲渡所得ではなく、事業所得として課税されるが、譲渡価額が帳簿価額と同額であれば、所得税の負担は生じない。ただし、譲渡価額が著しく低い価額の対価（通常の販売価額の概ね70%に相当する金額に満たない対価）の場合は、時価との差額を事業所得の収入金額として課税される。

課税譲渡所得の金額は、次のように計算する。

$$\text{課税譲渡所得金額} = \text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

(参考)

・ **譲渡所得の対象となる資産**

土地、借地権、建物、株式等、金地金、宝石、書画、骨とう、船舶、機械器具、漁業権、取引慣行のある借家権、配偶者居住権、配偶者敷地利用権、ゴルフ会員権、特許権、著作権、鉱業権、土石（砂）などが含まれるが、貸付金や売掛金などの金銭債権は除かれる。

・ **取得費**

売った土地や建物を買入れたときの購入代金や、購入手数料などの資産の取得に要した金額に、その後支出した改良費、設備費を加えた合計額をいい、建物の場合は、所有期間中の減価償却費相当額を差し引いて計算する。

土地や建物の取得費が不明、実際の取得費が譲渡価額の5%よりも少ないときは、譲渡価額の5%を取得費（概算取得費）とすることができる。財産の時価と支払った対価との差額に相当する金額は、財産を譲渡した人から贈与により取得したものとみなさる。

・ **譲渡費用**

土地や建物売るために支出した費用をいい、仲介手数料、測量費、売買契約書の印紙代、売却するときに借家人などに支払った立退料、建物を取り壊して土地を売るときに取壊し費用などが該当する。

【**贈与税・相続税**】

資産の売買であれば、贈与ではないので原則として贈与税は課税されない。無償で資産を譲渡すれば贈与となり、個人間での贈与には贈与税が課税される。有償で資産を譲渡した場合でも、著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合には、その財産の時価と支払った対価との差額に相当する金額は、財産を譲渡した人から贈与により取得したものとみなされる。

時価とは、その財産が土地や借地権などである場合及び家屋や構築物などである場合には通常の取引価額に相当する金額を、それら以外の財産である場合には相続税評価額をいい、著しく低い価額の対価であるかどうかは、個々の具体的事案に基づき判定する。この判定は、法人に対して譲渡所得の基因となる資産の移転があった場合に、時価で譲渡があったものとみなされる「著しく低い価額の対価」の額の基準となる「資産の時価の2分の1に満たない金額」によるものではない。

ただし、著しく低い価額の対価で財産を譲り受けた場合であっても、譲り受けた人が資力を喪失して債務を弁済することが困難であることから、その弁済に充てるためにその人の扶養義務者から譲り受けたものであるときは、その債務を弁済することが困難である部分の金額については、贈与により取得したものとみなされないとされている。

(参考) 無償譲渡があった場合の課税関係

譲渡形式	課税関係	
	贈与者	受贈者
個人から個人へ	課税なし ※1	贈与税課税
個人から法人へ	みなし譲渡所得課税 ※2	法人税課税
法人から個人へ	法人税課税	所得税課税
法人から法人へ	法人税課税	法人税課税

※1 限定承認に係る相続又は包括遺贈の場合、所得税が課税される

※2 時価の2分の1に満たない価額で資産を譲渡した場合を含む

コラム7 肥育牛経営 A 氏のケース（親族内継承、個人経営）

A氏は中国地方で肉用牛（肥育）を営んでおり、このたび長男B氏へ経営継承した。A氏が所有する主な農業経営に必要な資産は、農地、畜舎、生物（肥育牛）であったことから、農地及び畜舎については、使用貸借（無償貸与）によりB氏が当面使用することとした。生物（肥育牛）については、使用貸借（無償貸与）はできないが、贈与した場合は贈与税の負担が大きいことから、B氏に譲渡（売却）することとした。原価計算に基づき売却価格を計算して譲渡（売却）したため、A氏に譲渡益は発生しないものの、消費税負担が発生した。

このため、B氏は消費税の課税業者を選択することで、A氏からの生物購入に伴う仕入税額控除を受けることで、世帯全体としては税負担が軽減できた。

また、A氏の金融機関からの借入金については、継承と同時にB氏が債務引受を行うことで金融機関の合意を得た。

コラム8 畑作経営 C 氏のケース（親族内継承、法人経営）

C氏は北海道で畑作を営む株式会社D社を経営していたが、65歳になる前に、これまでD社で農作業に従事していた二女E氏へ経営継承することとなった。

C氏はD社の株式の全てを保有しており、そのD社は、農地、集出荷施設、倉庫を法人名義で所有している。その他の資産としては、耕作用の大型機械をC氏個人が所有しており、D社に有償貸与している。

このため、経営継承に当たっては、法人版事業承継税制を利用して保有するD社の株式をE氏へ一括生前贈与することで、贈与時及び相続時の税負担を軽減した。

一方、耕作用の大型機械はC氏がD社を設立する前に補助金を利用して購入したもので、E氏に贈与又は相続すると補助金の返還を求められるため、少なくとも処分制限期間中はD社への有償貸与を継続することとした。

また、D社の金融機関からの借入金についてC氏が連帯保証していたため、金融機関に相談したところ、経営者保証ガイドラインに準じて対応してもらえることとなり、C氏の連帯保証は免除され、E氏の債務加入も不要となった。

2 第三者継承（従業員等）における資産の継承方法

（１） 個人経営の場合

ア 譲渡（売却）

現経営者（売主）と後継者（買主）との間で、売買（譲渡）によって農業経営に必要となる資産を継承する方法である。親族内継承における売買（譲渡）と同様に、現経営者に対して所得税が課される。なお、後継者は農地等の所有権、賃借権等の権利移動について農業委員会の許可を受ける必要がある。

イ 贈与

現経営者が後継者に対して、農業経営に必要となる資産を贈与することは一般的ではないが、現経営者に相続する親族がいない場合などに選択されることもあり、この場合は後継者に贈与税が課される。

（２） 法人経営の場合

現経営者（売主）と後継者（買主）との間で、株式を譲渡（売買）することによって継承する。次の理由から、株式の譲渡と併せて現経営者に退職金を支払うケースが多く、現経営者に対して所得税（譲渡所得及び退職所得）が課されるが、株式の譲渡は消費税の非課税取引である。

ア 退職金の支払いによる現預金等の減少に伴い、株式の評価額が下がることによって、株式買取りに係る後継者の資金負担が軽減される。

イ 株式の評価額が下がることによって、現経営者の株式に係る譲渡所得が減る一方で、退職所得が増える。それぞれの所得に対する課税額の計算方法が異なることから、株式の譲渡額及び退職金額の組み合わせ次第で、現経営者にとって所得税の負担が軽減される場合がある。

コラム 9 施設野菜経営 F 氏のケース（第三者継承、個人経営）

F氏は中部地方で施設野菜を個人で営んでいたが、農業経営を引き継ぐ意志のある親族がいないことから、農の雇用事業を活用して新規就農を希望するG氏を研修生として受け入れ、真摯に農業に取り組む姿勢や誠実な人柄を見込んで経営を託すことを決心し、G氏と話し合いをして継承することとした。F氏は、農地、ガラスハウス及び養液栽培設備一式を所有していたが、G氏の自己資金が少ないことから、農地は農地中間管理機構を利用して有償貸与とし、ガラスハウス及び養液栽培設備一式のみ譲渡（売却）することとした。このため、G氏はガラスハウス及び養液栽培設備一式の買取り資金を調達するための相談を市町村職員にしたところ、金融機関の紹介を受け、無利子の制度資金である青年等就農資金を借り入れた。

譲渡価格は帳簿価格相当額であったため、F氏に譲渡益が発生せず所得税の負担は発生しなかった。

コラム 10 酪農経営H氏のケース（第三者継承、法人経営）

H氏は東北地方で酪農を営む株式会社I社を経営していたが、このたび就農イベントで知り合って10年来の付き合いがあったJ氏に経営継承することとなった。

H氏はI社の株式の全てを保有しており、純資産価額方式にて株価を算定し、J氏に譲渡（売却）するつもりであったが、株主名簿上では株式の一部が親戚の名義になっていることが判明したため、H氏はその親戚から同意書を取得して株式の名義をH氏に変更した。名義株式の解消後に、I社からH氏に対して株式譲渡前に退職金を支払ったことでI社の株価が下がり、J氏の株式買取りに係る負担及びH氏の所得税負担が軽減された。また、株式の譲渡は消費税の対象外であることから、H氏に消費税の負担は生じなかった。

コラム 11 露地野菜経営K氏のケース（第三者継承、個人経営）

K氏は甲信地方で露地野菜を営んでおり、このたび東京から移住し、脱サラ就農を希望するL氏に経営継承することとなった。

K氏が所有する主な農業経営に必要な資産はトラクター、野菜収穫機、軽トラック等一式である。

民間の農業者マッチングサイトを活用してL氏と出会い、熱心で真面目な人柄を見込んで経営を託すこととした。L氏が就農して数年後に経営を継承しようとしたときに農業経営に必要な資産の譲渡価格に関して意見の相違が生じた。

このため、日頃より中古農機具の下取先として取引のあった農業系リース会社へ相談し、売買実例価格に基づく資産評価意見書を得て、双方が納得できる価格が分かった。しかし、L氏は手元に十分な資金がなく、農業経営に必要な資産の分割譲渡を希望していたため、K氏はリース会社へ資産売却し同社から代金の一括支払いを受ける一方、L氏はリース会社から資産を長期賃貸借し、事業が安定する10年後に譲渡を受ける形とした。

また、リース賃貸としたことでL氏は所有に伴う納税や経理処理等の事務負担からも解放され、営農への専念にもつながった。

3 第三者継承（M&A）における資産の継承方法

（1）資産の継承方法

第三者継承（M&A）による資産の継承方法は、主に以下の3つである。

ア 事業譲渡

農業法人（売り手）の事業の全部又は一部を他の会社（買い手）に譲渡する方法である。

買い手は譲渡の対象とする事業や資産を個別的に選択することができるため、不要な事業や資産を買う必要がない、買取り後に売り手に簿外債務があることが発覚してもそれに対する義務を負わないなどのメリットがある。一方で、売り手はデューデリジェンス（法務・税務・労務等の監査を含む企業価値の算定

をいう。以下同じ。)の必要性が低いなどのメリットがある。

イ 株式譲渡

農業法人(売り手)の株式を他の人物あるいは他の会社(買い手)に譲渡することで、会社の経営権を引き渡す方法である。

事業譲渡と異なり農業法人そのものを譲り渡すため、買い手は買取り後に売り手に簿外債務があることが発覚すればそれに対する義務を負うリスクがある。また、売り手は売却前にデューデリジェンスを厳密に行う必要性が高く、それに伴うコスト負担が大きいなどのデメリットがある。一方で、売り手の農業法人に事業譲渡益が発生する事業譲渡と異なり農業法人の株主(個人)に株式譲渡益が発生し、消費税が課税されないため税負担が抑えられるメリットがある。

ウ 会社分割

農業法人(売り手)が、譲渡の対象となる事業に関する義務の全部又は一部を分割し、他の会社(買い手)に吸収させる方法である。

譲渡の対象とする事業を包括的に継承するため、買い手は買取り後に売り手に簿外債務があることが発覚すればそれに対する義務を負うリスクがある。売り手は売却前にデューデリジェンスを厳密に行う必要性が高く、それに伴うコスト負担が大きいなどのデメリットがある。一方で、買い手は買取りの対価として株式を交付するため現金が不要であり、それに伴い買取りに係る消費税が課税されない場合があるなどのメリットがある。

(2) 第三者継承(M&A)の進め方

一般的な第三者継承(M&A)の進め方は、以下のとおりである。

- ① 仲介業者の選定
- ② 契約締結
- ③ 事業評価
- ④ 買い手の選定
- ⑤ 価格交渉
- ⑥ 基本合意書の締結
- ⑦ デューデリジェンス
- ⑧ 最終契約締結
- ⑨ クロージング(売買取引の完了)

第三者継承(M&A)を進めるにあたっては、農業法人(売り手)の社内外において秘密保持が重要であること、買い手及び仲介業者に対して完全な情報開示が必要であることに留意する。

農業においては、廃業を検討する前の最終手段として融資を受けている金融機関などを通じて買い手を探すことが多く、買い手が見つからないケースもままある。実例を見ると、畜産経営をしていた農業法人が地域内の食品関連会社や同業者に農業経営を丸ごと売却する等の「地域型M&A」と言えるような第三者継承

が行われていることが多い。

第6 継承後の併走と経営発展

経営の移譲を受けた後継者は、経営継承をした日から生産・販売・営業・経営など多様な業務を行うこととなる。しっかりと経営継承に向けた準備をして、円滑に経営を移譲できたとしても、先代経営者がやっていたこと全てを引き継ぐことは難しい。このため、経営を継承した後の数年間は、先代経営者が後継者のアドバイザーとして併走する、後継者がこれまでの経営方針やビジネスモデルを尊重して農業経営を行うことで、継承直後の経営を安定させるとともに周囲の信頼を勝ち取り、今後の経営発展に向けた事業構想を検討することができる。

また、経営者が交代すると同時に大規模な経営転換を行えば、これまでの販売先や金融機関などの取引先、従業員など周囲の関係者が不安を感じ、取引の中止や離職につながる場合もある。

先代経営者の併走期間をどの程度とするのが望ましいのかは個々の経営実態により異なるため一概には言えないが、あまり長くすると後継者の自立を妨げたり、人間関係が壊れたりすることもある。特に、親族内継承においては、10年以上前に継承したのに、先代経営者の意思が経営に直結したままというケースも散見され、本当の意味で経営継承がなされたとはいえず、将来に向けた経営発展にも支障が出るおそれが多い。親族内だからこそ、後継者と先代経営者の役割分担を明確にしておくことが望ましい。

農業に限らず経営は、継続性・持続性がある価値を高め、着実に実績をあげていけば、周囲の信頼も高まるため、実績と信頼を積み重ねてから後継者自身がやりたいことに挑戦すれば、より成功しやすくなる。

第4章 移譲する資産の評価方法

移譲する農業経営に必要となる資産の評価について、親族内継承においては贈与・売買いずれの場合も相続税評価額（財産評価基本通達）が基本となる。

一方、第三者継承（従業員等）における売買価格は双方の合意によるが、売買実例価額、精通者意見価格のほか、財産評価基本通達や法人税基本通達などによる評価方法を参考に評価することになる。

第1 農地・土地・建物

農地、土地（農地以外）、建物ごとの評価は以下のとおりである。

なお、賃貸されている農地や土地、建物等については、権利関係に応じて評価額が調整される。また、負担付贈与、あるいは個人間の対価を伴う取引により取得した農地や土地、建物等について贈与税を計算するときは、通常の取引価額によって評価する。

1 農地

純農地、中間農地、市街地周辺農地、市街地農地の4種類に区分して評価する²⁰。
それぞれの評価方法は【表12】のとおりである。

【表 12】農地の評価

純農地及び 中間農地の評価	倍率方式により評価する。 ※倍率方式：その農地の固定資産税評価額に、国税庁が定める一定の倍率を 乗じて評価する。
市街地周辺農地の 評価	その農地が市街地農地であるとした場合の価額の80%に相当する金額に よって評価する。
市街地農地の 評価	宅地比準方式又は倍率方式により評価する。 ※宅地比準方式：その農地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たり の価額から、その農地を宅地に転用する場合にかかる通常 必要と認められる1平方メートル当たりの造成費に相当す る金額を控除した金額に、その農地の地積を乗じて計算し た金額により評価する。

2 土地（農地以外）

原則として宅地、田、畑、山林などの地目ごとに、路線価が定められている地域は
路線価方式、路線価が定められていない地域は倍率方式により評価²¹する。

3 建物

固定資産税評価額（総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価された額を
知事又は市町村長が決定し、固定資産課税台帳に登録したもの）により評価²¹する。

第2 減価償却資産

1 一般動産（車両・農業用機械等）

原則として、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。

ただし、売買実例価額、精通者意見価格等が明らかでない一般動産については、そ
の一般動産と同種及び同規格の新品の課税時期における小売価額から、その一般動産
の製造の時から課税時期までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その
端数は1年とする。）の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した金額によって評価
する。

なお、法人に対する第三者継承の場合は、法人税基本通達に基づき、再取得価額を
基礎として旧定率法により計算される未償却残額相当額によって評価する方法もある。

2 生物（牛、馬、豚、果樹等）

牛、馬、豚等は売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。果樹等は樹
種ごとに幼齢樹及び成熟樹に区分し、それらの区分に応ずる樹齢ごとに評価する。

（1） 幼齢樹（成熟樹に達しない樹齢のもの）

植樹の時から課税時期までの期間に要した苗木代、肥料代、薬剤費等の現価の
合計額の100分の70に相当する金額によって評価する。

（2） 成熟樹（その収穫物による収支が均衡する程度の樹齢に達したもの）

植樹の時から成熟の時までの期間に要した苗木代、肥料代、薬剤費等の現価の合計額から、成熟の時から課税時期までの期間（その期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年とする。）の償却費の額の合計額を控除した金額の100分の70に相当する金額により評価する。この場合における償却方法は、所得税法に規定する定額法²²によるものとし、その耐用年数は耐用年数省令²³に規定する耐用年数による。

3 無形資産

特許権や商標権、営業権などについては、それぞれの計算方法が相続税評価基本通達によって定められている。

営業権については、以下により計算する。ただし、医師や弁護士等のようにその者の技術、手腕又は才能等を主とする事業に係る営業権で、その事業者の死亡とともに消滅するものは評価しない。

営業権の価額 $= \text{超過利益金額} \left(\text{平均利益金額(注)} \times 0.5 - \text{標準企業者報酬額} - \text{総資産価額} \times 0.05 \right) \\ \times \text{営業権の持続年数} \left(\text{原則として10年} \right) \text{に} \text{応} \text{ず} \text{る} \text{基} \text{準} \text{年} \text{利} \text{率}$

（注）平均利益金額が5,000万円以下の場合は、営業権の価額が算定されない。

第3 棚卸資産

1 農産物・畜産物（肉用の牛、馬、豚等）等

課税時期において販売する場合における販売価額から、そのうちに含まれる適正利潤の額、予定経費の額及びその農産物・畜産物等に係る納付すべき消費税額を控除した金額によって評価する。

なお、法人に対する第三者継承の場合は、法人税基本通達に基づき、製品として売却するものとした場合の売却可能価額から見積追加製造原価(未完成品の場合)及び見積販売直接経費を控除した正味売却価額により評価する方法もある。

2 原材料等

課税時期において購入する場合の仕入価額に、その原材料の引取り・加工等に要する運賃、加工賃その他の経費の額を加算した金額によって評価する。

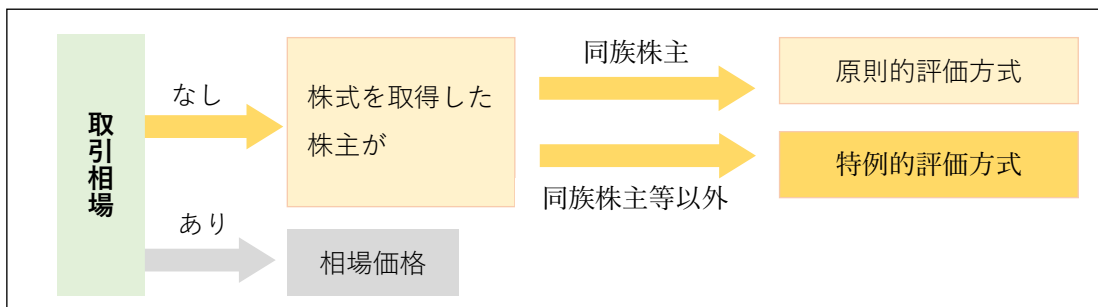
【表 13】財産評価基本通達²⁴による資産区分別の評価方法 （上記第1から第3までの要約）

資産区分		評価
土地 建物	農地	純農地・中間農地：倍率方式
		市街地周辺農地：市街地農地とした場合の80%に相当する金額
		市街地農地：宅地比準方式又は倍率方式

	農地以外		路線価方式もしくは倍率方式
	建物		固定資産税評価額
減価償却資産	一般動産		原則として売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価
	生物	牛馬等	原則として売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価
		果樹等	幼齡樹：苗木・肥料・薬剤費等の合計額の70% 成熟樹：（苗木・肥料・薬剤費等の合計額－償却費の合計額）の70%
	無形資産（営業権）		超過利益金額×営業権の持続年数（原則として10年）に応ずる基準年利率
棚卸資産	農産物・畜産物（肉用の牛、馬、豚等）等		販売価額－適正利潤－予定経費－消費税額
	原材料等		仕入価額＋引取り・加工等の運賃＋その他の経費

第4 株式

取引相場のある株式(上場株式、気配相場等のある株式)であるかの区分をした上で、相続や贈与などで株式を取得した株主が、その株式を発行した農業法人の経営支配力を持っている同族株主等であるかで区分して、原則的評価方式又は特例的な評価方式（配当還元方式）により評価²⁵する。



1 原則的評価方式

同族株主等に該当する株式についての評価方式であり、株式を発行した農業法人を総資産価額、従業員数及び取引金額によって、大会社・中会社・小会社のいずれかに区分して、類似業種比準方式、純資産価額方式、両方式の併用で評価するものである。

(1) 会社の区分

ア 大会社

原則として、類似業種比準方式により評価する。類似業種の株価を基に、評価する会社の1株当たりの「配当金額」、「利益金額」及び「純資産価額（簿価）」の3つで比準して評価する方法である。なお、納税者の選択により純資産価額方式によって評価することもできる。

イ 小会社

原則として、純資産価額方式によって評価する。農業法人の総資産や負債を原則として相続税の評価に洗い替えて、その評価した総資産の価額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額により評価する。

ウ 中会社

大会社と小会社の評価方法を併用して評価する。

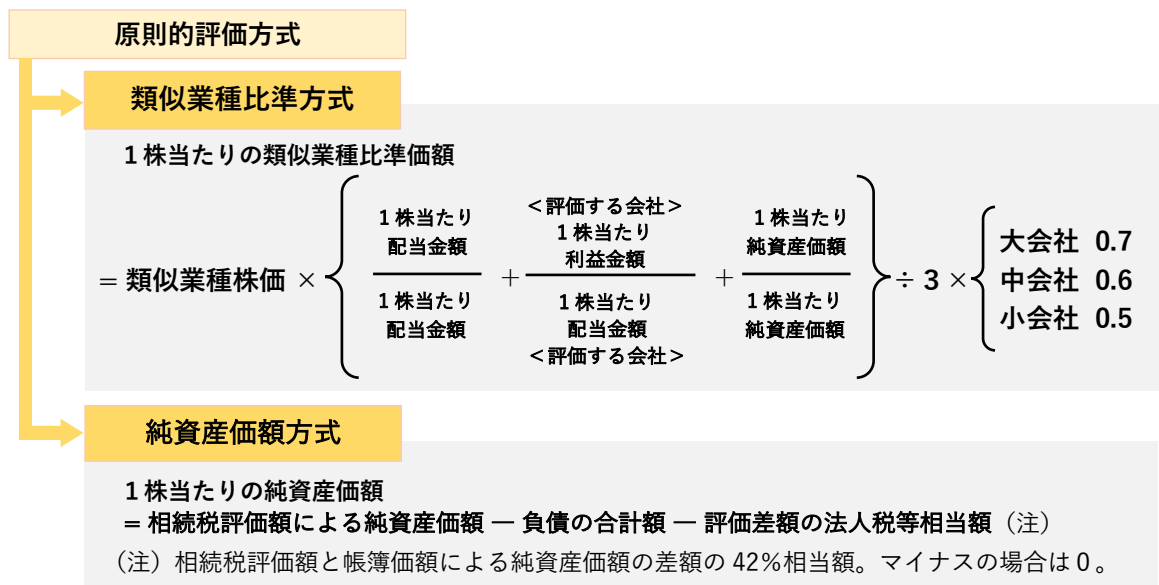
なお、納税者の選択により純資産価額方式によって評価することもできる。

(2) 類似業種比準方式

類似業種の株価を基に、評価する会社の1株当たりの配当金額、利益金額及び純資産価額（簿価）の3つで比準して評価する方法である。

(3) 純資産価額方式

農業法人の総資産や負債を原則として相続税における評価に改めて、その評価した総資産の価額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額により評価する方法である。相続税財産評価に関する基本通達²⁵により、大会社（原則として類似業種比準方式）及び中会社（類似業種比準方式と純資産価額方式の併用）であっても、納税者が選択できるとされている。



2 特例的な評価方式（配当還元方式）

特例的な評価方式は、同族株主以外の株主が取得した株式についての評価方式である。その株式の発行会社の規模にかかわらず原則的評価方式に代えて、その株式を所有することによって受け取る1年間の配当金額を、一定の利率(10%)で還元して元本である株式の価額で評価する。

3 特定の評価会社の株式の評価

総資産価額中に占める土地などの価額の合計額の割合が一定以上の会社(土地保有特定会社)の株式など特定の評価会社の株式は、原則として、純資産価額方式や清算分配見込額により評価する。

第5章 贈与税・相続税・所得税

第1 贈与税

個人から個人が財産をもらったときにかかる税金（農業法人から個人が財産をもらったときは、所得税が課される。）であり、現経営者から後継者に農業経営に必要となる資産を贈与した場合、後継者に贈与税の納税義務が生じる。

贈与税の課税方法には、暦年課税と相続時精算課税の2つがあり、一定の要件に該当する場合に相続時精算課税を選択することができる。

1 暦年課税

贈与税は、1人が1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から、110万円の基礎控除額を控除した残額に対して課税される。後継者が1年間（暦年）に贈与を受けた財産の価額が110万円以下の場合には贈与税はかからず、1年間（暦年）当たり110万円を超える金額に応じて10%から55%の贈与税が課税される。

なお、2015年以降、祖父母や父母などの直系尊属から20歳以上の子や孫への贈与について、特例税率が設けられ税率が若干優遇されているが、基礎控除額は110万円に変更はない。

2 相続時精算課税

相続時精算課税を選択した贈与者ごとに、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して贈与税が課税される。

なお、この特別控除額は贈与税の期限内申告書を提出する場合のみ控除することができ、現経営者が60歳以上の場合、20歳以上の子又は孫の後継者に経営継承する際に選択できる。

2,500万円の特別控除額を超える部分に20%の贈与税が課税されるが、特別控除額の範囲内の財産であれば贈与税がかからず、特別控除額を超えて贈与税を納めた場合は、現経営者の相続のときに、贈与時の価額で相続税額を計算し、相続時精算課税制度による贈与税額を控除して精算する。

この特別控除額は複数年にわたって利用できるが、本制度を選択すると同じ贈与者（現経営者）から贈与を受ける財産については相続時精算課税制度が適用され、暦年課税は適用できなくなることに留意する。

なお、相続時精算課税を選択しても同じ贈与者（現経営者）以外の者から贈与を受けた財産については、暦年課税が適用される。

相続税が生じると見込まれる場合、将来的に評価額が下がる財産（例えば、減価償却資産）について相続時精算課税の適用を受けると不利になることがあるので十分考慮する必要がある。一方、将来的に評価額が上がる財産（例えば、業績好調で今後も内部留保の蓄積が見込まれる自社株式）について相続時精算課税の適用を受けると有

利になることがある。

【表 14】暦年課税と相続時精算課税の比較 ²⁶

		暦年課税	相続時精算課税
現経営者 (贈与者)		誰からでも可	60歳以上の直系尊属 (住宅資金は60歳未満も可)
後継者 (受贈者)		誰でも可	20歳(2022年4月から18歳)以上の子・孫(養子の数に制限なし)
贈与時	非課税枠	受贈者ごとに毎年年間110万円	贈与者ごとに相続開始までに原則として2,500万円
	税額計算	(贈与額－基礎控除110万円) ×超過累進税率(10%～55%)	(贈与額－2,500万円) × 20%
	計算期間	1月1日～12月31日	贈与した年から相続開始まで
相続時	税額計算	相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算する	この制度で贈与したすべての財産を相続時に加算する
	評価	贈与時の価額で評価され、上記の加算がされる	
	控除	贈与税額控除がある	
	還付	還付されない	還付される
メリット		● 相続開始前3年より以前の贈与は相続財産に加算されない ● 長期間、多人数に贈与し続ければ節税効果が大きくなる	● 一度に多額の資産を移転できる ● 収益財産である場合は相続人に資産蓄積ができる ● 遺留分放棄のために多額の贈与ができる
デメリット		● 短期間で多額の贈与はできない ● 贈与の証拠を残しておく手間がかかる	● 原則的に節税できない ● 一度選択するとその受贈者に対して暦年贈与できなくなる ● 贈与財産を使い切った場合に納税困難になる可能性がある ● 小規模宅地の評価減が使えない ● 物納ができない

出典：清文社、牧口晴一・齋藤孝一著、中小企業の事業承継12訂版

3 計算方法

1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額を合計し、その合計額から基礎控除額である110万円を差し引く。次に、その残りの金額に税率を乗じて税額を求める。

実際の計算にあたっては、以下の速算表²⁷に基礎控除額の110万円を差し引いた後の金額を当てはめて計算するとよい。

【表 15】 贈与税の速算表 一般贈与財産用（一般税率）

特例贈与財産用（特例税率）以外の場合に使用する。

基礎控除後の 課税価額	200万円 以下	400万円 以下	600万円 以下	1,000万円 以下	1,500万円 以下	3,000万円 以下	4,500万円 以下	4,500万円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

【表 16】 贈与税の速算表 特例贈与財産用（特例税率）

直系尊属（祖父母や父母など）から、その年の1月1日において20歳以上の者（子・孫など）への贈与税の計算に使用する。

基礎控除後の 課税価額	200万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	600万円 以下	1,000万円 以下	1,500万円 以下	3,000万円 以下	3,000万円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

（表15及び表16）引用：国税庁,タックスアンサー, No.4408贈与税の計算と税率（暦年課税）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4408.htm>

第2 相続税

相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算する。）が、基礎控除額を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して課税される。相続税の申告及び納税が必要であり、その期限は被相続人（死亡した人）が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内である。

1 計算方法

（1） 課税遺産総額の計算

- ア 相続や遺贈によって取得した財産（遺産総額）の価額と、相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計する。
- イ アから債務、葬式費用、非課税財産を差し引いて、遺産額を算出する。なお、非課税財産とは次のものを指す。
 - a 墓所、仏壇、祭具など
 - b 国や地方公共団体、特定の公益法人に寄附した財産
 - c 生命保険金のうち、500万円×法定相続人の数
 - d 死亡退職金のうち、500万円×法定相続人の数

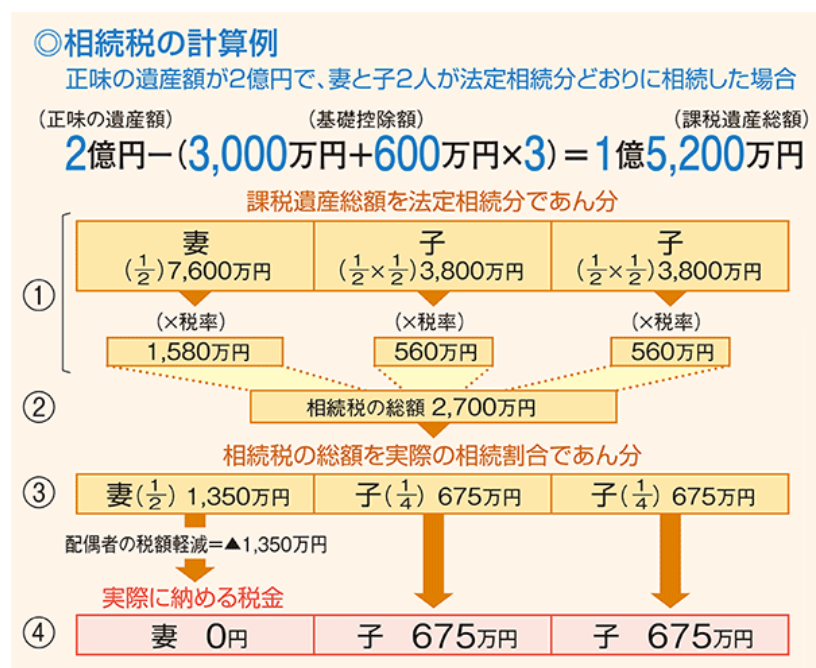
- ウ 遺産額に相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算して、正味の遺産額を算出する。
- エ ウから基礎控除額を差し引いて、課税遺産総額を算出する。なお、課税遺産総額がゼロ以下となる場合は、相続税はかからない。

$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$
--

(2) 相続税の計算

- ア 課税遺産総額を法定相続分（【表18】参照）の割合どおりに取得したものと仮定して、法定相続分に応ずる取得金額に税率を乗じた上で控除額を差し引いて各法定相続人別に税額を計算する（【表19】参照）。
- イ アの税額を合計したものが相続税の総額となる。
- ウ イの相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じて按分する。
- エ ウから配偶者の税額軽減のほか、各種の税額控除を差し引いて、実際に納める税額を計算する。なお、各種税額控除とは次のものを指す。
- a 配偶者控除
配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかからない。
なお、配偶者控除を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要である。
 - b 未成年者控除
相続人が20歳未満の場合は、20歳に達するまでの年数1年につき10万円が控除される。
 - c 障害者控除
相続人が障害者の場合は、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者の場合は20万円）が控除される。
 - d 暦年課税に係る贈与税額控除
正味の遺産額に加算された相続開始前3年以内の贈与財産の価額に対する贈与税額が控除される。
 - e 相続時精算課税に係る贈与税額控除
遺産総額に加算された相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額に対する贈与税額が控除される。なお、控除しきれない金額がある場合には、申告することにより還付を受けることができる。

【表 17】相続税の計算例 ²⁸



【表 18】法定相続分の主な例 ²⁸

相続人		法定相続分
子がいる場合	配偶者	1/2
	子	1/2 (人数分に分ける)
子がない場合	配偶者	2/3
	父母	1/3 (人数分に分ける)
子ども父母もない場合	配偶者	3/4
	兄弟姉妹	1/4 (人数分に分ける)

【表 19】相続税の速算表 ²⁸

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超～	55%	7,200万円

(表17,表18,表19) 引用：国税庁,暮らしの税情報(令和3年度版) 財産を相続したとき
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/05_4.htm

第3 所得税

個人の1年間の全ての所得（非課税所得を除く。）から所得控除を差し引いた残りの課税所得に対して課税される。

所得は、その性質によって10種類に分かれ、それぞれの所得について、収入や必要経費の範囲あるいは所得の計算方法などが定められており、所得税では所得を総合所得、山林所得及び退職所得に区分する。

次に総合所得を①利子所得、②配当所得、③不動産所得、④事業所得、⑤給与所得、⑥譲渡所得、⑦一時所得、⑧雑所得に区分する。この区分ごとの所得について、対象となる収入、必要経費、所得控除等の所得の計算方法が定められ、これらの所得を合計した額に超過累進税率（所得が多くなるに従って段階的に税率が高くなる）を適用して、所得税額を計算する仕組み（総合課税）を原則としている。

一方で、山林所得、土地建物等の譲渡による譲渡所得、株式等の譲渡所得等の一定の所得については、他の所得金額と合計せず、分離して税額を計算し、確定申告によりその税額を納める（申告分離課税制度）。

経営継承においては、農業経営に必要となる資産を譲渡（売却）するのであれば譲渡所得や事業所得が、農業経営に必要となる資産を賃貸借するのであれば不動産所得や雑所得が、退職金を支払うのであれば退職所得が発生するため、現経営者に課税が生じる。

1 譲渡所得

一般的に土地、建物、株式等、ゴルフ会員権、金地金などの資産を譲渡することによって生ずる所得をいう。

ただし、事業用の商品などの棚卸資産や山林の譲渡、使用可能期間が1年未満の減価償却資産や取得価額が10万円未満の減価償却資産（業務の性質上、基本的に重要なものを除く。）及び一括償却資産の必要経費算入の規定の適用を受けた減価償却資産などの譲渡による所得は、譲渡所得に含まれない。

（1） 農地や建物の譲渡による所得

他の所得、例えば給与所得などと合計せず、分離して計算する分離課税制度が採用されており、譲渡所得の税額は次のとおり計算する。

長期譲渡所得の場合：譲渡所得の税額＝課税（長期譲渡）所得金額×15％ 短期譲渡所得の場合：譲渡所得の税額＝課税（短期譲渡）所得金額×30％
--

課税所得金額は、次のとおり計算する。

課税譲渡所得金額＝収入金額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額

ア 収入金額

土地や建物を売ったことによって買主から受け取る金銭の額を指すが、土地や建物を現物出資して株式を受け取った場合のように、金銭以外の物や権利で受け取った場合にはその物や権利の時価を指す。

イ 取得費

土地、建物の購入代金や購入手数料などの合計額を指す。建物については、減価償却費相当額を控除する。購入代金などが不明の場合には、譲渡価額の5%相当額を取得費とする。

ウ 譲渡費用

売却手数料や売買契約書の印紙代などを指す。

エ 特別控除額

土地や建物を譲渡した場合で、一定の要件を満たす場合に以下の特別控除額が適用される。

- a 収用等により土地建物を譲渡した場合は、5,000万円
- b マイホームを譲渡した場合は、3,000万円
- c 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合は、2,000万円
- d 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合は、1,500万円
- e 平成21年及び平成22年に取得した土地等を譲渡した場合は、1,000万円
- f 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合は、800万円
- g 低未利用土地等を譲渡した場合は、100万円

(注1) e及びg以外の特別控除額は、長期譲渡所得、短期譲渡所得のいずれから一定の順序で控除することができる。e及びgの特別控除額は、長期譲渡所得に限り控除することができる。

(注2) 長期譲渡所得は譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年を超える土地建物を、短期譲渡所得は譲渡した年の1月1日現在で所有期間が5年以下の土地建物を、それぞれ譲渡したことによる所得をいう。

(注3) 土地、建物の譲渡所得から差し引く特別控除額の最高限度額は、年間の譲渡所得全体を通じて5,000万円である。

(2) 株式の譲渡による所得

上場株式等に係る譲渡所得等の金額と一般株式等に係る譲渡所得等の金額に区分し、他の所得の金額と区分して計算する申告分離課税が採用されている。

農業法人の経営継承においては、農業法人が発行する株式が一般に上場株式等に当たらないことから、一般株式等に係る譲渡所得の場合の課税額の計算式を示す。

譲渡所得の税額

$$\begin{aligned} &= (\text{総収入金額 (譲渡価額)} - \text{必要経費 (取得費 + 委託手数料等)}) \text{ (注1)} \\ &\times 20.315\% \text{ (所得税15.315\% (注2)、住民税5\%)} \end{aligned}$$

(注1) 一般的には帳簿価額（出資した金額）

(注2) 平成25年から令和19年までは、復興特別所得税として各年分の基準所得税額15%に2.1%を乗じた額を所得税と併せて申告・納付する。

2 退職所得

退職により農業法人から受ける退職手当などの所得をいう。社会保険制度などにより退職に基因して支給される一時金、適格退職年金契約に基づいて生命保険会社又は信託会社から受ける退職一時金なども退職所得とみなされる。

課税退職所得金額は、原則として、次のように計算する。

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{退職金の額} - \text{退職所得控除額 (注)}) \times 1 / 2$$

(注) 退職所得控除額は、勤続年数20年以下の場合は40万円 × 勤続年数（ただし、80万円に満たない場合に80万円）、勤続年数20年超の場合は800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)。

農業法人は、退職金を支払う際に所得税・住民税を源泉徴収し、先代経営者（退職者）から退職所得の受給に関する申告書の提出を受ける。これにより退職金に対する課税は終了し、退職金を受け取った先代経営者（退職者）は確定申告を行う必要はない。退職所得税額は、課税退職所得金額を以下の速算表にあてはめると簡単に求められる。

【表 20】退職所得の源泉徴収税額の速算表 ²⁹

退職所得の源泉徴収税額の速算表			
課税退職所得金額 (A) ※	所得税率 (B)	控除額 (C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
195万円以下	5 %	0円	((A) × 5 %) × 102.1%
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円	((A) × 10% - 97,500円) × 102.1%
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円	((A) × 20% - 427,500円) × 102.1%
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円	((A) × 23% - 636,000円) × 102.1%
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円	((A) × 33% - 1,536,000円) × 102.1%
1,800万円を超え 4,000万円以下	40%	2,796,000円	((A) × 40% - 2,796,000円) × 102.1%
4,000万円超	45%	4,796,000円	((A) × 45% - 4,796,000円) × 102.1%

引用：国税庁,タックスアンサー,№2732退職所得の源泉徴収税額の速算表

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2732_besshi.htm

【参考】経営継承に関連する主な課税税目

類型	資産の種類	移譲方法	対象別の課税税目	
			現経営者	後継者
親族内継承	農地 土地 建物	相続	—	相続税 登録免許税 固定資産税
		使用貸借	固定資産税	所得税(経費算入)
		贈与	—	贈与税 不動産取得税 登録免許税 固定資産税
	減価 償却 資産	相続	—	相続税 固定資産税
		使用貸借	固定資産税	所得税(経費算入)
		贈与	—	贈与税 固定資産税
		譲渡(売却)	所得税(譲渡所得) 消費税(課税売上)	固定資産税 消費税(課税仕入)
	棚卸 資産	相続	—	相続税
		贈与	—	贈与税
		譲渡(売却)	所得税(事業所得) 消費税(課税売上)	消費税(課税仕入)
	現預金	相続	—	相続税
		贈与	—	贈与税
第三者継承(従業員等)	農地 土地 建物	譲渡(売却)	所得税(譲渡所得) 消費税(建物)	不動産取得税 登録免許税 固定資産税 消費税(建物)
		賃貸借	所得税(不動産所得) 固定資産税	所得税(経費算入)
	減価 償却 資産	譲渡(売却)	所得税(譲渡所得) 消費税(課税売上)	固定資産税 消費税(課税仕入)
		賃貸借	所得税(雑所得) 固定資産税	所得税(経費算入)
	棚卸 資産	譲渡(売却)	所得税(事業所得) 消費税(課税売上)	消費税(課税仕入)

第6章 農業経営の廃業

第1 廃業とは

個人経営をやめたり、農業法人の法人格を消滅させたりして、その事業を永続的に廃止することである。農業経営に供していた設備や在庫なども全て処分し、従業員を解雇して農業経営に関する全てのものを消滅させることになる。

親族内、第三者（従業員等）、第三者（M&A）のいずれの継承方法によっても後継者が見つからない場合の選択肢として、廃業を検討することになる。

農業を廃業する場合、農地や機械設備など農業経営に必要な資産を他の用途に利用することが難しく、農地の荒廃や機械設備の陳腐化を避けるため早期売却しようとすることが多い。そのため、一般的な相場に比べて低い価格で処分せざるを得ないことにより、金融機関からの借入金などの負債が資産を上回り、廃業手続きそのものが円滑に進まないケースも多い。また、社会的な賞賛という観点からも、廃業を選択するメリットは少ない。

【表 21】経営継承と廃業のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
経営継承	● 経営を残すことができる ● 売却益を得ることもできる ● 従業員の雇用を確保できる ● 経営資産が有効活用される	● 後継者を確保し育成するコストと時間がかかる ● 後継者に資金面で負担がかかる
廃業	● 経営から完全に離れることができる ● 経営継承のプロセスより時間がかからない ● 経営リスクへの不安がなくなる	● 取引先や顧客に負担をかける ● 従業員の雇用を守れない ● 廃業費用がかかる ● 借金が残る可能性がある ● 農業経営に必要な資産が有効活用できない

第2 手続

一般的な廃業の手続きは、以下のとおりである。

なお、農業においては、農地の転用、賃借、売買のいずれについても、市町村、農業委員会、都道府県等の許認可や届出が必要である。

1 個人経営の場合

所管の税務署あてに以下の書類を提出する。

- 個人事業の廃業届出書
- 青色申告の取りやめ届出書
- 消費税課税事業者の場合は、事業廃止届出書

- 従業員を雇用している場合は、給与支払事務所等の廃止届出書

2 法人経営の場合

株式会社を解散及び清算する場合の一般的な手続きは以下のとおりである。

(解散・清算関係)

- 解散について株主総会で特別決議する。
- 株主総会から2週間以内に、法務局で解散登記及び清算人登記を行う。
- 官報に解散公告を掲載する（最低2か月間）。
- 税務署、都道府県税事務所、市区町村に異動届出書（解散）を提出する。
- 解散の日から2か月以内に、解散年度の法人税等の申告を行う。
- 残余財産を分配し、決算報告について株主総会の承認を得る。
- 清算終了登記を行い、税務署、都道府県税事務所、市区町村に異動届出書（清算終了）を提出する。

(社会保険関係)

- 解散の日から5日以内に、健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届を年金事務所に提出する。
- 解散の日の翌日から10日以内に、雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書、雇用保険適用事業所廃止届をハローワークに提出する。
- 解散の日の翌日から50日以内に、労働保険確定保険料申告書を労働基準監督署又は都道府県労働局に提出する。

第7章 農業経営を未来につなぐ

農業経営には終わりが無いが、経営者には寿命がある。後継者への継承準備を進めないままの状況で現経営者が他界してしまうと、相続で農業経営に必要な資産が散逸してしまい、農業経営の継続が困難になるかもしれない。

また、現経営者が認知症などを発症してしまい、判断能力が不十分となれば、農業経営だけでなく、私有財産も含めて財産の処分に関する相続や遺言書の作成などもできなくなる。

経営（事業）が長く続いている企業のひとつの条件は、「経営をバトンタッチする仕組みができていること」と言われており、また人間の平均寿命が延び続けて、人生100年時代とも言われている。

こうした中、現経営者が引退した後も充実した第2の人生を楽しんでいただけるよう、経営者としての旬を迎えているうちに、磨き上げてきた農業経営の継承の準備を進め、後継者へ円滑に託すことができるように、農業に関わる行政機関や農業関連団体の職員、中小企業診断士、税理士などの専門家の皆様が農業経営者をしっかりと支援していただきたい。

様式例の使い方について

この様式例は、農業に関わる行政機関や農業関係団体など支援機関の職員、中小企業診断士、税理士などの専門家が、農業経営者の経営継承を支援する際に活用していただくことを想定して作成しています。

実際の支援にあたっては、必要に応じて内容に修正等を加えて利用してください。

様式例1 経営継承診断票（セルフチェック用）

支援機関や専門家が現経営者に配付して、現経営者自身に作成し提出してもらいます。裏面「あなたの現在と将来について」は、以下の記入例のように経営を譲るきっかけを記入してもらいます。

私の名前は、○○○○で、現在 62 歳、10 年後には 72 歳になります。後継者が大学を卒業して就農後 3 年目~~する（である）~~4 年後に経営を譲って、趣味の活動も含めて第2の人生としてボランティア活動をして地域に貢献をしたいと思っています。

そのために、都道府県の就農サポート・経営サポート相談窓口に相談して、経営継承計画を 2025 年 8 月 31 日までに策定します。

様式例2 経営継承診断票（ヒアリング用）

支援機関や専門家が現経営者と面談等を行う際のヒアリングシートとして利用します。現経営者が経営継承診断票（セルフチェック用）を作成・提出している場合は参考にし、ヒアリングを進めます。

様式例3 必要書類チェックリスト

現経営者自身に確認、作成してもらうことで経営継承に必要な情報の整理を促します。また、これらの書類を活用して、支援機関や専門家は支援を行います。

様式例4 資産及び負債の状況

必要書類チェックリストを基に支援機関や専門家が作成して、現経営者に継承する資産の評価を把握してもらいます。

様式例5 税額簡易計算シート（贈与税）

様式例6 税額簡易計算シート（相続税）

資産及び負債の状況を整理して、現経営者自身に経営継承に伴う税負担（概算）を認識してもらいます。

なお、農林水産省のホームページにエクセルファイルを掲載していますので、必要に応じて活用してください。

様式例7 後継者の選定・育成シート

現経営者が後継者と相談しながら作成してもらうことで、後継者の選定・育成について検討を深めることを促します。

様式例8 経営継承に関する話し合い記録

現経営者や後継者、関係者で話し合いを行うたびに作成してもらいます。

(留意事項)

- ・ 経営継承を円滑に進めるためには、現経営者と後継者間だけでなく、現経営者の法定相続人などの関係者と合意を積み重ねていくことが大切です。
- ・ 合意したことは、「誰が（誰と）」、「いつ（いつまでに）」、「いくらで」、「どのように」を意識して記載するとわかりやすく、参加者間の理解のズレを防ぎやすくなります。また、保留したこと、決まらなかったことも同じように記載しておく、次に合意すべきことが整理できます。
- ・ 合意すべき事項は多岐にわたります。合意したことを、経営継承計画書に落とし込んでいくようにすると、合意すべき事項の抜け漏れを防ぐことができます。
- ・ また、後日のトラブル防止のため、できるだけ参加者全員が署名（自署）しましょう。
- ・ 重要な合意や確認事項があれば、必ず【様式例12】経営継承に関する誓約書を作成しましょう。

様式例9 経営継承計画書

経営継承の類型別の記載例を参考としながら、支援機関や専門家が支援を行い、現経営者及び後継者に共同で作成してもらいます。さらに、支援機関や専門家による課題の整理、具体的な対応策の提案などを加え、作り込んでいきます。

様式例10 家族経営協定書

家族経営の場合は、現経営者及び後継者に作成してもらいます。支援機関や専門家は、記載内容について必要に応じてアドバイスをします。

様式例11 ハッピーリタイアメント宣言

現経営者に作成してもらうことで、第2の人生について考えることを促します。

様式例12 経営継承に関する誓約書

現経営者及び後継者に共同で作成してもらいます。必要に応じて、支援機関や専門家は、経営継承計画や話し合い記録、家族経営協定などで合意した事項が抜け漏れなく反映できているかなどを確認し、記載内容についてアドバイスをします。